

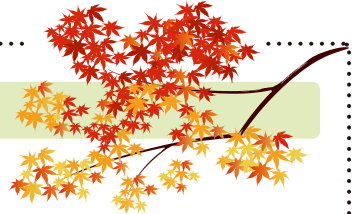
「経営・ビジネス・生活」のちょっとしたヒントや気になる話題など様々なお役立ち情報を発信!

💡 C-Box通信 11月号

はじめに

今年も残すところあと一か月程となりました。月日の過ぎるのはあっという間ですね。

今年、サッカーのワールドカップの開催年で、このC-BOX通信が届くころには熱戦が繰り広げられていることかと思えます。観戦に熱中して、寝不足にならないように気を付けましょう。それでは、11月のC-BOX通信をお届け致します。



今月のコラム



「大番狂わせ」



サッカーワールドカップ予選で、日本が過去優勝4回の強豪ドイツを2-1で逆転勝利しました。まさかの勝利でこれを「大番狂わせ!?!」という方もおられるかと思いますが、負けたドイツは格下の日本に油断があったのでは。一方、勝った日本はたとえ強豪の相手でも、それを想定して、徹底的に研究し、一日も欠かさず努

力してきた結果だと思えます。「大番狂わせ」の裏には欠かさぬ努力があったということですね。何事にも油断せず、努力を積み重ねていくことが重要ですね!



「人生はバランスシート」

職業から会社の会計・財務においては、損益計算書、貸借対照表(バランスシート)を扱い、個人の確定申告や相続では、収支計算書、貸借対照表(バランスシート)そして、財産明細等を扱いますが、このような決算書を人生に当てはめて考えてみました。

年末近くなると、今年一年を振り返ってみる方も多いかと思いますが、一年、一年を振り返るということは、損益計算、収支計算を何らかの形でやっているのではないのでしょうか。

今年は何だけ稼いで、どれだけ使って、どの程度の貯えが出来たかといった様に。その毎年の積み重ねが、貸借対照表(バランスシート)の形になってきます。お金を使ったものの中には資産(家や車など)となるものがあり、それを取得するのに、手

元のお金だけでは賄えない場合にはどこかで調達して、負債(ローン)という形で残り、その資産と負債の差額が財産として引き継がれていきます。

これは物とお金の動きを会計的に示してみただけで、人生のバランスシート(貸借対照表)は、そのような俗物的なものだけではなく、これまで築いてきたものと、負ってきたものとをバランスさせるために、どのような生き方をしてきたかを示すものではないかと思うのですが如何でしょうか。

まだ、人生を振り返るような歳ではないですが、一年、一年は何とか帳尻が合うように、そして最後は、貸借がバランスするような生き方を心掛けたいと思っている今日この頃です。



おもしろ雑学

「静電気はなぜ冬によく起こるのか」

体を動かすと衣服と肌がこすれて静電気を起こします。衣服と肌がこすれあって静電気が起こるのはどの季節でも同じですが、夏は汗をかき空気中の湿度も高いので、静電気は体から逃げていきます。これに対

し、冬はたくさん着込むのでこすれあう面積が広いうえ、肌が乾燥し、空気も乾燥していて静電気の逃げ場がなくなり、「パチッ」という静電気が起きやすいのです。冬でも湿気を吸う木綿や絹の衣類を着れば、「パチッ」という災難は避けられます。



とある事例をもとに税務について知識を深めましょう!



いちご白書

クイック税務



今月のクイック税務は「不審なメール等と社会保険料控除」についてです。きちんと理解して考えを深めましょう!

今月のケース

不審なショートメッセージやメールにご注意を

国 税庁をかたるショートメッセージやメールが送られ、偽サイトへ誘導する事例について、国税庁から注意喚起が出されています。

私の携帯にもつい最近、「国税庁 重要なお知らせ。必ずお読みください」といった文言でショートメールが届きました。

私の場合、職業柄、所轄税務署や国税局からは直接電話が掛かってきますので、このようなメールは無視しますが、普通、一般の方、特に、経営者や個人事業主の方にこのようなメールが来れば、「何かあったのか!」と思って、メールに記載

されているURLをクリックしてしまう可能性が高いかと思えます。

国税庁(国税局や税務署を含む。)から、ショートメッセージによる案内は送信されません。国税庁名で不審なメールが届いた場合には、メールを開封せずに削除する、あるいはメールを開封した場合であっても本文に記載されているURLをクリックしない(アクセスしない)など、適切な対応をお願い致します。



今月のケース

社会保険料控除について考えてみる



今 年も、年末調整、確定申告の季節がやってきますが、今回は社会保険料控除について考えてみたいと思います。

社会保険料控除とは

所得税は、1年間における個人の所得金額の合計額から「所得控除額」を差し引いた残額 に対して税率を乗じて計算します。社会保険料控除はこの所得控除の1つで、納税者が支払った、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき社会保険料が対象となります。

社会保険料控除の対象となる社会保険料とは、例えば次の保険料等が該当します。

- ・健康保険、国民年金、厚生年金保険等の保険料
- ・国民健康保険料(税)
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料
- ・国民年金基金掛金

公的年金にかかわる社会保険料について

公的年金から天引き(特別徴収)される社会保険料として、「介護保険料」「国民健康保険料(税)」「後期高齢者医療保険料」がありますが、このうち、介護保険料以外は、口座振替(普通徴収)に変更することが可能です。

負担者は誰か

社会保険料控除はそれを負担した人が対象となるため、「誰が負担したか」が重要となってきます。

公的年金の場合、徴収方法によって、控除対象者が以下ようになっております。

徴収方法	社会保険料控除対象者
特別徴収	天引きされた公的年金受給者
普通徴収	振替口座の名義人

以上から、どの方が負担すると税金の負担が軽減されるかを検討されるとよいかと思えます。

なお、変更には申出をする必要があります。具体的な手続きは、本来負担すべき方がお住いの市区町村へお問い合わせください。

もっと詳しく知りたい、相談したいという方は
下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士法人オフィスいちご
有限会社コンサルティングボックス
荻野公認会計士事務所

TEL 052-848-7145